

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第一号

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を

改正する規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則（昭和三十一年七月
鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
第二条の表を次のように改正する。

施設資金の種類	利子補給率
耕作用トラクターの取得に要する資金	年一分九厘
回転まぶしの他の改良まぶしの取得	"
に要する資金	"

三 たい肥舎の造成に要する資金	
四 稚蚕共同飼育施設の造成に要する資金	"
五 蚕室の造成に要する資金	"

◇教委告示 ◇公安規則

倉吉市の町の区域変更

肥料の登録

治療材料の価格の追加決定

鳥取県農業改良資金債務保証基準の全部改正
牛の結核病、ブルセラ病、肝つて検査及び駆除並びに牛及び馬の炭疽予防注射の実施
牛その他の物品の移入禁止区域の解除

保険医療機関の指定

正 鳥取県警察の組織に関する規則の一部改

十 種苗の優良品種を導入するための優良 種苗の購入に要する資金	八年 水田の水口における冷水による被害 の防止施設を設置するための必要な 資金	九年 畑作経営を改善するために国有又は 県農のトラクターにより耕起その他 の農作業を行うに必要な資金	十 種苗の優良品種を導入するための優良 種苗の購入に要する資金
三年以内	三年以内	三年以内	三年以内
三年以内	三年以内	三年以内	三年以内
三年以内	三年以内	三年以内	三年以内
三年以内	三年以内	三年以内	三年以内

鳥取県告示第三十四号

鳥取県農業改良資金債務保証規程(昭和三十一年七月
鳥取県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正す
る。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条の表を次のように改める。

六 農林大臣の定める規模をこえない規模 の土地改良事業に要する資金	年五分
七 農林大臣の定める規模をこえない規模 の草地の造成又は改良の事業に要する 資金	
八 畑作を中心とする農業を営む農業者又は その組織する団体が県の特別な指導を受けて 計画的にその農業経営の改善を図るために必 要とする施設で農林大臣の定めるもの造成又 は取得に要する資金	年一分九厘
九 第四条中「毎会計年度四月一日から九月三十日までの 期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごと に」を「毎会計年度の前年度の一月一日から当該年度の 十二月三十一日までの期間に」改める。	
十 附 則	
十一 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四 月一日から適用する。	
十二 2 この規則の適用前に貸し付けられた施設資金の利子 補給率については、なお従前の例による。	
十三 3 昭和三十四年度においては、第四条中「毎会計年度 の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日」	

告 示	鳥取県告示第三十三号
一 技術導入資金の種類	鳥取県農業改良資金貸付規程(昭和三十一年七月鳥取 県告示第三百二十二号)の一部を次のように改正する。
二 償還期間	昭和三十五年一月二十六日
三 償還期間	鳥取県知事 石 破 二 朗
四 第一項の表を次のように改める。	
五 第一項の表	
六 第一項の表	
七 第一項の表	
八 第一項の表	
九 第一項の表	
十 第一項の表	
十一 第一項の表	
十二 第一項の表	
十三 第一項の表	

とあるのを、「昭和三十四年四月一日から同年十二月
三十一日」と読み替えるものとする。

施設資金の種類	利 率	償還期間	据置期間
一 耕作用トラクターの取得に要する資金	年八分一厘	五年以内	一年
二 回転まぶしその他の改良まぶしの取得に要する資金	"	"	"
三 病害虫防除用動力機具の取得に要する資金	年七分	"	"
四 畜力用農機具の取得に要する資金	年一割	"	"
五 穀物乾燥機の取得に要する資金	"	"	"
六 果樹又は野菜の給水施設の取得又は造成に要する資金	年一割	"	"
七 簡易かんがい排水施設の取得又は造成に要する資金	"	"	"
八 飼料用動力カッターの取得に要する資金	"	"	"
九 尿貯留そうの造成に要する資金	"	"	"
十 果樹棚の造成に要する資金	"	"	"
十一 農業者の副業として農産加工を行うために必要な施設の取得に要する資金	年一割	"	"
十二 果樹病虫害共同防除施設の取得又は造成に要する資金	年七分	"	"
十三 たい肥舎の造成に要する資金	年八分一厘	"	"
十四 雉蚕共同飼育施設の造成に要する資金	"	"	"
十五 蚕室の造成に要する資金	"	"	"

十六 農林大臣の定める規模をこえない規模の土地改良事業に要する資金	年五分	十年以内
十七 農林大臣の定める規模をこえない規模の草地の造成又は改良の事業に要する資金	"	"
十八 畑作を中心とする農業を営む農業者又はその組織する団体が県の特別な指導を受けた計画的にその農業經營の改善を図るために必要とする施設で農林大臣の定めるものの造成又は取得に要する資金	年八分一厘	"

第八条第二項中「農業普及事務所」を「農業改良普及所」に改める。

附 則

- 1 この規程は、昭和三十四年五月二十三日から適用する。
- 2 この規程の適用前に、貸し付けられた施設資金の債務保証については、なお従前の例による。

鳥取県告示第三十五号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百二十九号）の全部を次のように改正する。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

第3091号 6

三動力病害虫防除用資金の取扱用	二回転まぶしの他の改良まする資金の取得に要する資金	一耕作用トラクタの取得に要する資金	農用小型トラクタ	資金の種類	貸付の対象施設類	貸付の相手方	標準事業費	時定期債務申保請証
除機具の動力付噴霧機及び	回転まぶしに準ずる改良他	農業改良資金債務保証基準	鳥取県知事	鳥取県農業改良資金債務保証基準	農業改良資金債務保証規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号)	石破二朗	破	二
同右	同右	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等
ミ一台式動力台撒粉機四八、〇〇〇円	回転まぶしに組以上の一申請者に限り二円	一一台式耕耘用機械五型〇、ラ〇〇〇〇〇円	一一台式耕耘用機械五型〇、ラ〇〇〇〇〇円	一一台式耕耘用機械五型〇、ラ〇〇〇〇〇円	一一台式耕耘用機械五型〇、ラ〇〇〇〇〇円	一一台式耕耘用機械五型〇、ラ〇〇〇〇〇円	一一台式耕耘用機械五型〇、ラ〇〇〇〇〇円	一一台式耕耘用機械五型〇、ラ〇〇〇〇〇円
四月	七月	四月	八月	四月	八月	四月	九月	十月
五月	八月	五月	九月	五月	十月	六月	九月	十月

鳥取県農業改良資金債務保証基準(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百三十号)の全部を次のように改正する。

九月	六月	九月	六月	六月	九月	六月	九月	六月
(十月)	(七月)	(十月)	(七月)	(七月)	(十月)	(七月)	(十月)	(七月)
煙一〇アールにつき わさび苗(二〇〇、〇〇〇本)								
栗苗(三〇〇本)								
石心中畦碎耕行 灰土散破耕立土上に 撒布碎耕立土上に の都度円円円円円円								
決定する。貸付の起 行時間								
ミ一台式動力台撒粉機四八、〇〇〇円								

九 する県有のトラクタにより耕起を行うのに必要な資金を改善するための国又は他の農業を施行料

トランクター耕作事業の実施を依頼した農業者又はその組織する団体に限る。

(七月)

六 の す る 又 給 資 は 水 金 成 設 は 野 要 取 菜		五 一 穀 物 乾 燥 機 の 取 得 に 要 す る 資		四 畜 力 用 農 機 具 の 取 得 に 要 す る 資 金						
シ 施 貯 果 樹 ブ 設 水 園 及 並 そ う か 付 に 及 ん 帶 灌 び が 施 水 付 い 設 ボ 帶 用		帶 施 設 穀 物 乾 燥 機 及 び 付		畜 力 用 農 機 具						
同 右		同 右		同 右						
設灌一水基 一水基 原七動五機、 ○及○び○付○ ○付○○帶○ 円施	貯水そ う及 び付 帶施設 (一〇ア リツル 入)当 り四、 五月	通風式 (原動機 付)	火 力 式 (〇、九 立 方 メ ト ル 入) (五〇、 〇〇〇 円)	水田一 台 中耕除 草機	溝澆機一 台 一台 六、〇〇〇 円	水田培土 機	碎土機	本 カル チベ ー タ ー 六、〇〇〇 円	畜 力 用 農 機 具	す き 一 台 六、 〇〇〇 円
基 原 リ ツ ル 入)	一 水 基 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	原 動 機 付 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	立 方 メ ト ル 入 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	中 耕 除 草 機 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	一 台 六、 〇〇〇 円	一 台 六、 〇〇〇 円	一 台 五、 〇〇〇 円	一 台 八、 〇〇〇 円	六〇、 〇〇〇 円	五四、 〇〇〇 円
一 水 基 原 リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	一 水 基 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	原 動 機 付 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	立 方 メ ト ル 入 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	中 耕 除 草 機 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	一 台 六、 〇〇〇 円	一 台 六、 〇〇〇 円	一 台 五、 〇〇〇 円	一 台 八、 〇〇〇 円	六〇、 〇〇〇 円	五四、 〇〇〇 円
一 水 基 原 リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	一 水 基 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	原 動 機 付 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	立 方 メ ト ル 入 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	中 耕 除 草 機 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	一 台 六、 〇〇〇 円	一 台 六、 〇〇〇 円	一 台 五、 〇〇〇 円	一 台 八、 〇〇〇 円	六〇、 〇〇〇 円	五四、 〇〇〇 円
一 水 基 原 リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	一 水 基 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	原 動 機 付 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	立 方 メ ト ル 入 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	中 耕 除 草 機 (一 〇 ア リ ツ ル 入) 当 り 四、 五 月	一 台 六、 〇〇〇 円	一 台 六、 〇〇〇 円	一 台 五、 〇〇〇 円	一 台 八、 〇〇〇 円	六〇、 〇〇〇 円	五四、 〇〇〇 円

十二 要取 す る 資 金 造 設 成 設 害 に の 虫		十一 共 同 果 樹 病 害 に の 虫	
十一 他動力付噴霧機等 の 総合防除施設としての 共同防除施設		十一 農業者等	
十一 機械同一台一二〇、〇〇〇円 のほか上屋を認める。		十一 機械同一台一二〇、〇〇〇円 のほか上屋を認める。	
(2) つけ物施設 タル分) (三六立方メートル)		(2) つけ物施設 タル分) (三六立方メートル)	
ツ ル 入 三、 〇〇〇円	ツ ル 入 三、 〇〇〇円	ツ ル 入 三、 〇〇〇円	ツ ル 入 三、 〇〇〇円
(3) 乾燥機一臺 上屋一二六〇、〇〇〇円		(3) 乾燥機一臺 上屋一二六〇、〇〇〇円	
一ト ル 一〇〇、〇〇〇円		一ト ル 一〇〇、〇〇〇円	
農産加工施設で上屋のみの ものは対象としない。		農産加工施設で上屋のみの ものは対象としない。	
九 月		九 月	
十 月		十 月	

(注) 1 標準事業費の特定しがたいものは、そのつど決定する。	この施設に改受の組織者を農業者とし、農業を主とする農林大臣の指定する農業者等	良地の畠除の千円資材及び土石起用の障害の障壁の整備費用	良地の畠除の千円資材及び土石起用の障害の障壁の整備費用
2 標準事業費は標準額であるから、施設の取得、造成又は改良に要する費用がこの標準事業費こととなる場合は、そのつど知事が認定する。	県が畠作農家総合指導を受ける農業者又はその組合等が畠作農家総合指導を受ける農業者又はその組合等	又は同様の区域の内に乳牛を飼育する農業者等	又は同様の区域の内に乳牛を飼育する農業者等
	そのつど知事が認定する。		

十六 事業費 に小万 要する 土地千円 改良費 資良以が 金事下十	十七 事業費 に二万 要する 土地千円 改良費 資良以が 金事成以が に又下十	十八 事業費 に三万 要する 土地千円 改良費 資良以が 金事成以が に又下十
水いの水、床土万す 締地五、帶地改 路は他路は、保耕 区、改良耕開改 施設さく、道並 水いの水、床土万す 締地五、帶地改 路は他路は、保耕 区、改良耕開改 施設さく、道並 水いの水、床土万す 締地五、帶地改 路は他路は、保耕 区、改良耕開改 施設さく、道並	野万す一 土、障の五、園 よう改整害造千 良地物成円業の 資及除の十、改 材及び法は下が 種じよ、土、種 子)起良牧二要	野万す一 土、障の五、園 よう改整害造千 良地物成円業の 資及除の十、改 材及び法は下が 種じよ、土、種 子)起良牧二要
農業者等	農業者等	農業者等
第酪農振興法(昭和二十九年法律)	第一〇アール当り 一、四五三円	第一〇アール当り 一、七〇〇円
(1) 土地改良 客(一メートル当り) 一メートル当り 八、〇〇〇円 五〇〇円 〇〇〇円 〇〇〇円	(2) 農道(一メートル当り) 一メートル当り 七〇〇円	(3) 手動式 手動式 一、五五〇円 一、五五〇円 一、五五〇円 一、五五〇円
八月	八月	八月
九月	九月	九月

鳥取県告示第三十七号

次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除並びに牛及び馬の炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に對して検査、駆除及び注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年一月三十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ及び炭そ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ、検査……牛。ただし、生後三月以内分べん前後

一月以内のものを除く。
炭そ予防注射……牛及び馬。ただし、生後四月以内並びに分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

四 實施の期日 別表のとおり
五 検査及び注射、駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
炭そ予防注射……炭そ第二予防液皮内注射法
肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

一 結核病、ブルセラ病検査
別表

第一 第一次	第二 二次	実施区域	実施場所	実施期日
				一月 二十五日
一月 二十六日	一月 二十九日	〃	〃	旧以西 以西〃

〃二十七日 〃三十日 〃〃 旧成美 成美〃
〃二十八日 〃三十一日 西伯郡中山町 旧下中山 下中山〃
〃二十九日 二月 一日 〃〃 旧上中山 上中山〃
〃三十日 〃 二日 東伯郡赤崎町旧安田 安田〃

二 炭そ予防注射、肝てつ、検査駆除
実施期日 実施区域 実施場所

一月二十五日 気高郡氣高町旧瑞穂 瑞穂家畜検診所

鳥取県告示第三十八号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百七十四号（愛媛県）、

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百七十一号（滋賀県）、

昭和三十四年十一月鳥取県告示第六百号（静岡県）、

昭和三十五年一月鳥取県告示第六百二十八号（静岡県）、

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定により次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

保 陰 医 療 機 関	指 定 の 記 号	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
谷口皮膚泌尿器科医院	倉吉市上井	倉医 四三	昭和三四、一二、二六 乙ノ二
病 院	鳥取市吉方二五一ノ一	鳥医 七四	一二、一七 甲

00998

鳥取県告示第四十号

慢性疾患並びに特定の薬剤、治療材料等及びその価格（昭和三十三年厚生省告示第百七十九号）別表六にもとづき昭和三十四年三月鳥取県告示第百四十六号で告示した鳥取県における治療材料の購入価格に次のように追加決定し、昭和三十五年二月一日より施行する。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別紙					
品	目	数量	金額	備 考	
スミスピーターソン三翌釘	1 本	2,200			
ヤレフ釘	1 本	2,750			
ランボット特殊鋼線	1 本	100			
キルシユナー特殊鋼線	1 本	120			
特殊鋼製接合板14cm	1 個	750			

鳥取県告示第四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（ペーセント）		生産業者住所氏名
		窒素全量	磷酸全量	
鳥取県三一七号	五、三なたね油かす	5・31	11・0	米子市彦名町二ノ三七二 川端 広義

鳥取県告示第四十二号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、倉吉市において昭和三十五年一月十日から次とおり町の区域を変更した旨届出があつた。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更後	変更前
町名	町名字名
住吉町	駄経寺西ノ谷

二九〇番ノ一、二九〇番ノ三、二九一番、自二九一番ノ一、至二九二番ノ一、二九三番ノ一
自二九二番ノ一、二九三番ノ一
至二九二番ノ二

教育委員会告示

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室
二 議題 昭和三十五年度予算について

鳥取県教育委員会告示第二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日時 昭和三十五年一月二十六日 午前十一時

公安局員會規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

の調査事項を処理する。
第十二条第一号中「監察官」の下に「刑事調査官、」を加える。

鳥取県公安委員会規則第一号
鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改
鳥取県公安委員会委員長 堀 安成文

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

を加える。

第六条の二 捜査課に刑事調査官を置く。

2 刑事調査官は、警視の階級にある警察官をもつてあって、捜査課長の指揮を受け、死体の検視、見分その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物
可 発行日 火 金

<p>この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十二月十六日から適用する。</p>	<p>附 則</p>	<p>一 犯罪手口及び犯罪写真に關すること 二 指紋に關すること 三 賚品及び遺産品に關すること 四 法医に關すること 五 その他犯罪鑑識に關すること 六 法医理化學その他科學搜查についての研究、調査及び実驗する検査及び鑑定に關すること</p>	<p>手口寫真係</p> <p>現場係</p> <p>指紋係</p> <p>庶務係</p>
--	------------	--	---